

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及び、施設相互利用契約書に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをされる方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名(会社名、または紹介者名)
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したとき及び第5項に定める優先順位上位者の宿泊申し込みが発生し、利用予定日の7日前までに宿泊者へ通知した場合は、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立し、当ホテルが宿泊申込金のお支払いを申し入れることがあります。その場合、当ホテルの申し入れた金額を、当ホテルが指定する日までに指定の方法にてお支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき利用料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残高があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

5 宿泊契約の優先順位は、当ホテルの特色(会員制)として下記の順位とします。

- ①会員
- ②一般ビジター

(申込金の支払いを必要としないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後、同項の申込金のお支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金のお支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらない場合
- (2) 満室(満員)により客室に余裕がない場合
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると判断された場合
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められる場合
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた場合

(6) 天災、施設等の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合

(7) 静岡県旅館業施設衛生措置基準に関する条例第4条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、会員・一般ビジターの別なく別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受ける場合があります。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合は、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知した場合に限りです。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合、または同行をしたと認められる場合

(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる場合

(3) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められた場合

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により、宿泊させる事ができない場合

(5) 静岡県旅館業施設衛生措置基準 等に関する条例第4条の規定する場合に該当するとき

(6) 寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防・犯罪防止上必要なものに限る)に従わない場合

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が、当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用できます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

◆一般ビジターの場合、

(1) 超過2時間までは、一般ビジター宿泊料の50%

(2) 超過2時間以後は、一般ビジター宿泊料の100%

◆会員の場合

(1) 超過2時間までは、2,000円

(2) 超過2時間以後は、2,500円(適用範囲)